

## 重要なお知らせ

生活保護法が改正され、平成26年7月1日以降に生活保護受給者に対し施術を行うはり・きゅう師の方は、新たに生活保護法の指定施術機関としての申請が必要となりました。

また、生活保護法の規定の例によることとされている中国残留邦人等支援法による登録を受けているはり・きゅう師の方も同様の取り扱いとなります。現在登録されているはり・きゅう師の方も、改めて申請書の提出が必要となりますのでご注意ください。

なお、柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師につきましては現行法で指定日において改正法の規定による指定を受けたものとみなされるため、申請手続きは不要です。

※ 法及び通知文は抜粋です。

### 【改正前】

#### ○生活保護法第55条

この法律による医療扶助のための施術を担当するあん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師について・・・

#### ○通知（昭和36年厚生局社会局長通知）

施術の給付を行うはり・きゅう師は、はり・きゅう師登録簿に登録された者に限る。

※改正前は法に「はり・きゅう師」についての記載無し。通知により、「登録された者に限る」とされている。

### 【改正後】

#### ○生活保護法第55条

都道府県知事は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師について、この法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

※改正後は法に「はり・きゅう師」についての記載がされた。